

令和8年1月7日  
新潟県防災局原子力安全対策課

## 地域の会第271回定例会議事

### 柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の知事の再稼働判断について

<国からの再稼働の方針への理解要請の回答まで> ※時系列順

R6. 3. 21 経済産業大臣からの柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の再稼働の方針への理解要請 (P 1～3)

R7. 11. 21 知事臨時記者会見 再稼働についての判断・結論を表明 (P 4～9)

R7. 12. 22 県議会12月定例会(12.2開会)において、再稼働についての判断・結論を表明した知事を信任する附帯決議案が可決 (P10)

経済産業省と原子力規制庁に対し、7項目に対する国の対応の確認を依頼 (P11～13)

R7. 12. 23 知事が経済産業大臣と原子力規制庁長官と面談し、7項目の国の対応を確認 (P14～19)

知事が経済産業大臣に再稼働の方針への理解要請に了解する旨を回答 (P20)

(理解要請への了解後) 笠鳥副知事から東京電力に対して、文書を手交 (P21)

# 経 済 産 業 省

20240318資第2号  
令和6年3月21日

新潟県知事 花角 英世 殿

経済産業大臣 齋藤 健

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴職には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から13年が経過し、これまでに12基の原子力発電所が、原子力規制委員会により新規規制基準を満たすと認められ、再稼働しました。しかしながら、様々な災害が発生する中、今なお、国民の皆様の中に再稼働に対する不安の声があることは承知しています。

一方、我が国は令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、令和3年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。この実現に向け、あらゆる選択肢を追求していく中で、安全確保を大前提とした上で、脱炭素電源である原子力発電の活用は、責任あるエネルギー政策を実行していくために欠かすことができないものと考えています。

「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）においては、原子力発電は、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けられるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めていく方針としています。

また、昨今のエネルギーを巡る国内外の大きな状況変化を踏まえて令和5年7月に策定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」では、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する、としています。

また、東日本エリアにおいて、東京湾沿岸に火力発電所が集中していることに加え、1割以上を占める老朽火力を最大限維持している状態であるため、仮に複数の火力発電所が停止した場合は、東日本エリアを中心に需給がひっ迫する可能性があります。実際、令和4年には、東日本エリアにおいて、複数の火力発電所の停止や需要の増大等が相まって、二度の需給ひっ迫が発生しました。原子力発電所の再稼働が複数進んでいる西日本エリアと比較して、東日本エリアの電力需給は厳しい状況が続いています。東日本全体の電力需給構造の強化に向けて、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の再稼働が非常に重要です。

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉（以下「柏崎刈羽発電所6・7号炉」という。）については、平成29年12月27日、原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。しかしながら、その後、一連の核物質防護事案の発生を受け、原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所の原子力規制検査の対応区分を第4区分（事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態）に変更するとともに、東京電力ホールディングス株式会社に対して核燃料物質の移動を禁じる命令を発出しました。その後、核物質防護に係る追加検査や発電用原子炉設置者としての適格性に係る判断の再確認を経て、令和5年12月27日、原子力規制委員会は、同発電所の原子力規制検査の対応区分を元の区分である第1区分（事業者の自律的な改善が見込める状態）に変更することを決定しました。

政府及び原子力事業者は、過酷事故への十分な対応ができず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を防ぐことができなかったことへの深い反省を一時たりとも忘れてはなりません。規制基準さえ満たせばリスクがないとする「安全神話」と決別し、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上を促してまいります。

また、令和6年能登半島地震を含めこれまでの災害を通じて得られた教訓も踏まえ、避難道路の整備や防災体制の充実等の課題に真摯に向き合い、関係府省庁が連携して、解決に向けた取組を進めてまいります。さらに、万が一の場合には、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処いたします。

エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、このような取組全体を通じて、原子力に対する社会の信頼が回復するよう、先頭に立って最善を尽くしてまいります。

このような認識と対応の下、国として、下記の方針に従って、柏崎刈羽発電所6・7号炉の再稼働を進めてまいります。ご理解を賜るようお願い申し上げます。

## 記

1. 原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。

2. 柏崎刈羽発電所6・7号炉については、平成29年12月27日、原子力規制委員会によって、原子炉設置変更許可が行われた。また、令和5年12月27日、原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所の対応区分を第1区分（事業者の自律的な改善が見込める状態）に変更することを決定した。

したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、柏崎刈羽発電所6・7号炉の再稼働を進めることとする。

3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画等に基づき、政府として、立地自治体等の関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明していく。

4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、令和6年能登半島地震を含めこれまでの災害を通じて得られた教訓も踏まえ、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。

5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可や使用前確認など所要の法令上の手続が進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。

以上

# 柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働について

## 1 判断・結論

令和6年3月21日付けの経済産業大臣からの東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の再稼働の方針への理解要請については、以下に対する国の対応を確認した上で、新潟県は了解することとする。

- ① 原子力発電の必要性和発電所の安全性について、これまで国等が行ってきた取組が県民に十分理解されていないことから、今後も分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。
- ② 原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。
- ③ 緊急時の対応について、住民が避難時の行動を理解し円滑・確実に避難できるよう、県及び市町村とともに県民への周知・理解促進に努めること。また民間事業者と実動組織との連携を通常時から図ること。
- ④ 原子力関係閣僚会議で示された「避難路の整備促進」「除排雪体制の強化」「屋内退避施設の集中整備の促進」について、迅速かつ集中的に整備すること。UPZ自治体による避難路整備要望に対し、早期に方針を決定し、整備に取り組むこと。
- ⑤ 原子力発電所への武力攻撃等対策や使用済み核燃料の処分、原子力災害発生時の風評被害対策と十分な損害賠償など多くの県民が懸念を抱いている課題に対し、国が責任をもって取り組むこと。
- ⑥ 東京電力の信頼性の確保に向け、内閣官房副長官をトップとする「監視強化チーム」を設置することが決定されたが、実効性のある活動となるよう取り組み、その活動状況を県民に周知すること。
- ⑦ 原子力災害対策重点区域の一部にのみ電源立地地域対策交付金が交付されている不合理な現状を是正するため、電源三法交付金の見直しの検討を早期に進めること。

この判断・結論に対する県民の意思を確認する方法については、先の県議会9月定例会において、知事が結論について県議会に県民の意思を確認するならば、ともに県民の代表である県議会として議会の意思を示すことが決議されたこと、また多くの市町村長からも指摘があったことを踏まえ、私としては、こ

の判断を行ったこと及びこの判断に沿って今後知事の職務を続けることについて、県議会の信任を得られるか又は不信任とされるのか判断を仰ぎたい。

県では、平成24年から令和7年2月までの約13年をかけて、福島第一原子力発電所事故の検証を行い、柏崎刈羽原子力発電所の安全性等を詳細に確認するとともに、原子力災害時の具体的対応について市町村とともに国と協議を重ねてきた。また、その間の取組状況や原子力発電に関する情報を随時県民に提供するとともに、県民が原子力発電に向き合い、理解を深め、議論していただけるよう、避難時の渋滞調査など必要な調査やシミュレーションを行い、それらを踏まえた県民の多様な意見を把握するなど、丁寧かつ慎重に取組を進めてきた。

この夏に行った県民意識調査では、柏崎刈羽原子力発電所における安全対策・防災対策が県民に十分認知されていない状況や、これらの対策に関する認知度が高くなるほど、再稼働に肯定的な意見が増える傾向が明らかとなった。また、20代、30代等の世代は、高齢層の世代と比較して再稼働に肯定的である傾向も明らかとなった。

新潟県民にとって、柏崎刈羽原子力発電所とどう向き合うかは長年の大きな課題である。現時点では、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働については県民の中で賛否は分かれているものと思われるが、県民に対し、原子力発電に関する正確な情報の提供と安全対策・防災対策の周知を継続して行うことで、再稼働に対する理解が広がっていくものと判断したところである。

再稼働に不安を感じる県民の思いを重く受け止めつつ、知事の職務を続けることについて県議会の信任が得られたならば、立地地域、さらには県全体の経済社会の活性化とともに、県民の安全・安心の向上に最大限努力してまいりたい。

## 2 判断に至った理由等

### (1) 原子力発電所の必要性

国は、優れた安定供給性や技術自給率を有する原子力発電を推進する方針のもと、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働は、東日本の電力供給構造の脆弱性、電気料金の東西格差、脱炭素電源による経済成長機会の確保といった観点か

ら極めて重要としている。今後、データセンターや半導体産業などにより産業部門の電力需要が増加することが見込まれる中、再生可能エネルギーや省エネだけでエネルギー需要を支えることが見通せない現状等を鑑みると、国民生活と国内産業の競争力の維持・向上のために柏崎刈羽原子力発電所が一定の役割を果たしていく必要があるとの国の方針は、現状における判断としては理解できるものとする。

## (2) 原子力発電所の安全性

### ① 施設の安全性

原子炉等規制法に基づき原子力発電所の安全性について一元的な権限と責任を有する原子力規制委員会は、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉において、東京電力が行う放射性物質の放出を可能な限り回避する代替循環冷却設備や、多重かつ多様な電源設備や注水・除熱設備など、事故を起こさない対策や事故が起きた際の影響を緩和する対策について、新規制基準に適合していることを確認し、平成29年12月に原子炉設置変更許可を行っている。

加えて、県の技術委員会では、原子力規制庁や東京電力から説明を聴取するとともに現地確認も行い、客観的かつ科学的に議論を重ねた結果、「安全性について現時点で特に問題となる点はない」、あるいは、「原子力規制委員会の判断を否定するものではない」と結論付けた報告書を令和7年2月にとりまとめている。

したがって、柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の安全性については確認されたものとする。

引き続き国及び東京電力に責任を持った対応を求めるとともに、県としても、必要に応じ技術委員会等においてその取組を確認していくこととする。

### ② 避難の安全性

緊急時における国の対応や県及び市町村の避難計画をとりまとめた「柏崎刈羽地域の緊急時対応」が、県及びPAZとUPZの市町村長の意見も踏まえ、令和7年6月に原子力防災会議で了承された。

避難計画は再稼働の是非にかかわらず必要であり、重要なことは避難計画を地域住民にしっかりと理解していただき、行動に結びつけていただくことである。避難計画への理解向上を図るため、県が実施した事故時の被ばく線量のシミュレーションでは、炉心損傷が起きる過酷事故を想定し、かつ、柏

崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉が同時に事故を起こすという最も厳しい条件でも、被ばく線量はUPZは全域で基準以下となり、PAZの一部で基準を若干超えることが明らかとなった。このことから、避難計画で定める対応が行われれば、基準を上回る被ばくを避けることができると見込まれることが示された。こうしたことを周知しながら、避難計画の一層の実効性の向上と理解向上に引き続き取り組んでいくこととする。

### ③ 避難に係る個別課題について

(i) まず、車による避難を円滑に行える環境の整備が重要である。

原子力発電所を中心として放射状に6方向へUPZ外まで避難する幹線道路については、円滑な避難に欠かせない高速道路の活用や、複合災害時における既設道路の通行の信頼性を更に向上させるための法面对策や橋梁の耐震補強など、優先的に整備する必要のある箇所を国の負担のもと整備する方針が示されており、県は早期の整備に向けた取組を進めている。

また、6方向の幹線道路に繋がる道路等の整備については、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法による財政優遇措置の対象地域をUPZを含む市町村に拡大する方針が示されており、県では、今後速やかに手続きを行い、この活用に向けて来年度中に具体的な予算措置を講じていくこととする。

加えて、7月にUPZ自治体から要望のあった避難路等の整備については、引き続き国との「協議の枠組み」で精査を進め、早期の整備を求めていくこととする。

(ii) 次に、柏崎刈羽原子力発電所におけるPAZ及びUPZは、その全域が特別豪雪地帯あるいは豪雪地帯であることから、国と東京電力は連携し、6方向の幹線道路において、拡幅用除雪車両の増強、消融雪設備や監視カメラ等の対策を強化することとした。県としても、今後、これらの整備を早期に進めていくこととする。

こうした対策を行ってもなお、地域によっては民間事業者による除排雪対応が困難となる場合には、政府を挙げて全国規模の実動部隊による支援を実施する方針が示されている。こうした支援が円滑に実施できるように、国の実動組織と民間事業者の通常時からの意思疎通を求めていくこととする。

(iii) 次に、能登半島地震や令和4年豪雪等を踏まえ、道路の損壊や通行規制、家屋の倒壊等により、避難や屋内退避の実効性を不安視する声があることから、国は、災害時に避難所となるPAZ及びUPZの学校体育館等において、住民が屋内退避を行えるよう気密化や空調設備等の放射線防護対策を集中的に整備する方針を決定した。県では、市町村の意向も踏まえながら、着実に整備を進めていくこととする。

(iv) 次に、避難の実効性を担保していくには、民間事業者との連携が不可欠である。

住民の避難に必要となるバスは、バス事業者からは、災害時の状況を踏まえつつ、県バス協会との協定に基づき貸切バスや乗合バスについて可能な限り協力すると伺っている。その上で県内での調達だけでは不足する場合は、隣接県等に協力を求めることや、国が調達することで必要な台数を確保することとしている。今後も、建設業協会なども含め避難に関連する民間事業者の協力が得られるよう連携強化に取り組んでいくこととする。

### (3) 東京電力の信頼性

県民意識調査では、東京電力が柏崎刈羽原子力発電所の運転を行うことについて、多くの県民が不安を感じていることが改めて明らかとなった。

東京電力は、会社のガバナンス強化のため、社外の専門家等と一体となって発電所全体の運営の方針を考え、取締役会等に直接提言を行う「柏崎刈羽原子力発電所運営会議」を設置するなど信頼確保に取り組んでいるところであるが、信頼の醸成につながるよう、引き続きしっかり県民・地域と対話をし、会社経営に反映させていく努力を求めたい。

その一方で、県民の根強い不安を解消するためには、国策として原子力発電を進める国の責任のもとで、国が前面に立って県民から信頼される運営体制の構築に取り組んでいくことが不可欠であると考えます。

柏崎刈羽原子力発電所の運営の監視に万全を期すため、内閣官房副長官をトップとする関係省庁の「監視強化チーム」を設置することが決定されたことは、国として柏崎刈羽原子力発電所の運営に積極的に関わっていくことの表れとして大きな意味を持つものと考えます。

国と東京電力には、県民の信頼回復に繋がるよう、柏崎刈羽原子力発電所の運営について安全最優先の取組を行動と実績で示していただくことを強く求めていくこととする。

#### (4) 地域のメリット

これまで県は、福島第一原子力発電所事故以降、防災対策が必要となる原子力災害対策重点区域の拡大が行われたにもかかわらず、電源立地地域対策交付金等の対象地域の見直しが行われていないことは不合理であり、早期に是正するよう国に要望してきたところである。

また、公聴会等では、本県は原子力発電所が立地するリスクのみを負担し、メリットが感じられないとの意見も多く聞かれたところである。

こうした状況も踏まえ、東京電力は、県内の安全・安心の向上と地域経済の活性化に貢献するため、稼働による収益から10年程度で1,000億円規模の資金を県に拠出するとともに、東京電力自ら県内で新たに事業投資などを行い、県内産業の振興と雇用創出に取り組むことを表明した。これは、東京電力が地域と共生していく、地域とともに歩むという決意の表れと受け止めている。今後は、これを地域の安全・安心の確保や地域の活性化に最大限活かしていくことが重要と考える。

一方で、原子力災害対策重点区域の拡大を踏まえた電源三法交付金制度の見直しについては、国に対して早期に検討を進めるよう引き続き強く求めていく。

令和7年11月21日

新潟県知事 花角 英世

## 第138号議案「令和7年度新潟県一般会計補正予算 (その2)」に関する附帯決議

花角英世県知事は、今定例会において、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働方針への理解要請について原発の必要性等の県民理解の促進など7項目にわたって国の対応を確認したうえで了解することを表明した。併せて、職を賭す覚悟を示したうえで、原子力発電所を再稼働した場合に交付を受けられる国の再稼働交付金を財源として原子力発電に関する安全・防災対策理解促進事業を実施するための予算を計上した第138号議案「令和7年度新潟県一般会計補正予算(その2)」を提案した。花角知事は、就任からこの提案に至るまでの間、新潟県のリーダーとして先頭に立って、幾度となく関係省庁に対し、あるいは東京電力に対し、県民の安全・安心に資する取組を求めるとともに、県内市町村長とのブロック別懇談会や公聴会の開催、さらには県民意識調査などを実施して柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題に関する県民の多様な意見を把握・分析したうえで結論を出したものと認識しており、深く敬意を表する。

また、花角知事は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働について、リーダーとして結論を出し、その結論について、県民の意思を確認すると繰り返し述べてきた。県知事、そして、我々県議会議員は、選挙を経て選出されており、換言すれば、県民の負託を受けた者であることは論をまたない。県民を代表する立場にある県知事が出した結論について、同じく県民を代表する立場にある県議会が熟議のうえ意思を表明することの正当性など深い思慮の下、花角知事は職を賭す覚悟を示したうえで、原子力発電に関する安全・防災対策理解促進事業を実施するための予算を計上した第138号議案を提案し、県議会に意思の確認を行ったものと理解している。

よって本県議会は、第138号議案「令和7年度新潟県一般会計補正予算(その2)」への賛意とともに、今定例会において花角知事から問われている当該補正予算の執行など県知事の職務を続けていくことの是非について、「是」という意思を表明する。併せて、第138号議案に計上された予算の効果的かつ適確な執行を求めるとははじめ、花角知事が再稼働方針への理解要請について了解するに当たって提示した原発の必要性等の県民理解の促進など7項目の確認事項に係る国の対応、東京電力自らの行動と実績による信頼性の確保に関する取組、さらには柏崎刈羽原子力発電所の電力消費地である一都八県の原発立地地域への理解醸成に資する取組を適時適切にチェックするなど県議会が有する監視機能を遺憾なく発揮し、引き続き花角知事と柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に係る県民の安全・安心に資する取組に最大限注力することをここに決意する。

以上、決議する。

令和7年12月22日

新潟県議会

原 安 第 226 号  
令和7年12月22日

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

新潟県知事 花角 英世  
( 公 印 省 略 )

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び  
7号炉の再稼働へ向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応  
の確認について (依頼)

令和6年3月21日付け20240318資第2号の理解要請の政府の方針に回答するにあたり、下記の事項に対する対応について確認が必要と考えております。  
つきましては、関係府省庁と調整の上、文書で回答いただくようお願いします。

#### 記

##### 1 次の項目に対する国の対応

- (1) 原子力発電の必要性と発電所の安全性について、これまで国等が行ってきた取組が県民に十分理解されていないことから、今後も分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。
- (2) 原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。
- (3) 緊急時の対応について、住民が避難時の行動を理解し円滑・確実に避難できるよう、県及び市町村とともに県民への周知・理解促進に努めること。また民間事業者と実動組織との連携を通常時から図ること。
- (4) 原子力関係閣僚会議で示された「避難路の整備促進」「除排雪体制の強化」「屋内退避施設の集中整備の促進」について、迅速かつ集中的に整備すること。UPZ自治体による避難路整備要望に対し、早期に方針を決定し、整備に取り組むこと。

- (5) 原子力発電所への武力攻撃等対策や使用済み核燃料の処分、原子力災害発生時の風評被害対策と十分な損害賠償など多くの県民が懸念を抱いている課題に対し、国が責任をもって取り組むこと。
- (6) 東京電力の信頼性の確保に向け、内閣官房副長官をトップとする「監視強化チーム」を設置することが決定されたが、実効性のある活動となるよう取り組み、その活動状況を県民に周知すること。
- (7) 原子力災害対策重点区域の一部にのみ電源立地地域対策交付金が交付されている不合理な現状を是正するため、電源三法交付金の見直しの検討を早期に進めること。

## 2 進捗状況の共有

上記1の7項目について、進捗状況を年1回以上、定期的に本県と共有すること。

以上

原 安 第 227 号  
令和7年12月22日

原子力規制庁長官 金子 修一 様

新潟県知事 花角 英世  
( 公 印 省 略 )

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び  
7号炉の再稼働へ向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応  
の確認について (依頼)

令和6年3月21日付け20240318資第2号の理解要請の政府の方針に回答するにあたり、別紙のとおり(令和7年12月22日付け原安第226号)経済産業大臣に国の対応等について確認をしているところです。

つきましては、貴庁が所管する1(1)及び1(2)の事項について、文書で回答いただくようお願いします。

経 済 産 業 省

公 印 省 略  
20251222資第4号  
令和7年12月23日

新潟県知事 花角 英世 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の再稼働へ  
向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応の確認について（回答）

令和7年12月22日付け原安第226号をもって送付のありました上記の件について、別紙  
のとおり回答します。

(別紙)

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

令和7年12月22日付け原安第226号をもって送付いただいた、7つの確認事項について、以下のとおり回答申し上げます。この7つの確認事項については、原子力関係閣僚会議において確認された「原子力防災の充実・強化」、「東京電力のガバナンス強化策」、「地域の実情や要望を踏まえた地域振興・防災対策」に係る方針に基づき、取組の具体化を進めること等を通じ、国として責任を持って、着実に対応してまいります。

また、7つの確認事項に関する取組の状況について、今後、新潟県と年1回以上、定期的に共有を図ってまいります。

(原子力発電の必要性と安全性についての理解促進)

原子力発電の必要性や我が国を巡るエネルギー情勢等、新規制基準に基づき強化された発電所における安全対策の状況、防災対策等について、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、住民説明会、紙面広告、駅構内やバス停における交通広告、インターネットやSNSなどの多様なメディアを活用した広報展開など、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）とも連携しつつ、県民の皆様の御理解が進むよう、わかりやすく丁寧な情報発信に粘り強く取り組んでまいります。

(原子力発電所の安全性の向上への不断の取組)

原子力の利用にあたっては、安全性の確保が大前提です。原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ策定された新規制基準に基づき、最新の知見も踏まえ、審査や検査が行われていると承知しており、政府としては、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原子力発電所についてのみ再稼働を進める方針です。

また、原子力事業者は、ゼロリスクはないとの認識のもと、自ら安全性の向上に不断に取り組んでいくことが極めて重要です。国としても、東京電力に対し、原子力事業者として、安全に対する高い意識をもって、最新の知見の活用なども通じて、自律的かつ継続的に改善に努め、安全性向上に不断に取り組むよう、しっかりと指導してまいります。

(緊急時の対応についての理解促進、民間事業者と実動組織との連携)

原子力災害時における避難の円滑化は、地域住民の皆様のお安全安心の観点からも重要であり、地域住民の皆様のお不安を少しでも解消できるよう、新潟県、関係市町村と内閣府（原子力防災担当）や原子力規制庁等の関係省庁等が連携して、引き続き丁寧な説明など地域住民の皆様への周知・理解促進に取り組んでまいります。

また、原子力災害時は、政府が一体となって対応し、実動組織は、原子力災害対策本部長から災害派遣要請を受けた場合、自治体や関係省庁などの関係機関と密接に連携しつつ、人命救助の

ための住民避難の支援等の活動を行います。こうした対応を円滑に実施するためにも、民間事業者と実動組織との連携は重要であり、通常時の新潟県や関係自治体における訓練や関係者による意見交換の場等を通じて対応能力の向上を図っていくなど、関係省庁が連携して原子力防災体制の継続的な充実・強化に取り組んでまいります。

(避難路の整備促進、除排雪体制の強化、屋内退避施設の集中整備の促進に向けた取組)

6方向へ放射状に避難する経路の整備促進や除排雪体制の強化等に向けて、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、新潟県による調査等が終了したものから、県、関係省庁と連携しつつ、できる限り速やかに整備を推進してまいります。

UPZ自治体による避難路整備要望については、新潟県の意向を踏まえながら、今後、県が実施する調査に連携して取り組み、早期の方針決定に向けて事業の精査を進めてまいります。

令和6年11月に立ち上げ、避難路の整備促進に向けた協議を進めている「原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」の下で、引き続き、着実に、必要な避難路の整備等を進めてまいります。

また、屋内退避施設については、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、内閣府（原子力防災担当）と関係省庁、機関が連携し、当面5年で50箇所程度を目途に、集中的に整備を進めてまいります。その後の整備についても、県、関係市町村とよく相談しながら対応してまいります。

(原子力に係る諸課題への取組)

原子力については、いかなる場合もゼロリスクはないとの認識のもと、テロや武力攻撃など様々なリスクを想定し、自衛隊、警察、事業者といった関係者で情報共有や共同訓練を実施するなど連携強化に取り組んでおり、引き続き、政府一体となって、原子力発電所の安全性確保に向けて不断に取り組んでまいります。その上で、原子力発電所に対する武力攻撃に対しては、防衛出動により対処するほか、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しております。

原子力を長期的に利用していくに当たり、核燃料サイクルや高レベル放射性廃棄物の最終処分をはじめとするバックエンドへの対応は重要です。特に、核燃料サイクルの中核である六ヶ所再処理工場について、その竣工は必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでまいります。直面する課題を一つ一つ解決し、核燃料サイクルの確立に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、将来世代に先送りできない国家的課題です。現在、北海道寿都町及び神恵内村並びに佐賀県玄海町で文献調査プロセスを実施しており、引き続き、地域の声に向き合い丁寧に対応してまいります。さらに、文献調査地区拡大に向けては、全国基礎自治体への個別訪問や全国的な説明会の開催などを通じ、国主導の取組を強化してまいります。

原子力については、いかなる場合もゼロリスクはないとの認識に立った上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓も踏まえた新規制基準のもと、安全性の確保を最優先として取り組んでまいります。その上で、万が一事故が起きた場合、原子力災害への迅速な対応、即ち、事故の拡大防止と早急な事態の収束や、実動組織による各種支援を含め、住民避難の支援、物資の円滑な供給、医師の派遣などが円滑に行われるよう、関係法令に基づき、責任をもって対処いたします。

原子力損害への賠償については、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、「原子力損害の賠償に関する法律」や「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の枠組みに基づき、事業者の無限責任を前提として、必要な賠償資金を確保できることになっており、そうした制度を適切に運用することで、原子力事業者による賠償措置が迅速かつ適切に行われるよう、政府として責任を持って対応してまいります。

今後とも、原子力に対する様々な御懸念の声があることを真摯に受け止め、原子力に係る諸課題に対し、国が責任をもって取り組み、丁寧に説明してまいります。

（東京電力の信頼性の確保に向けた取組）

政府に設置した「柏崎刈羽原子力発電所の運営に関する監視強化チーム（以下、「監視強化チーム」という。）」において、関係省庁の緊密な連携のもと、東京電力による

①安全性向上や原子力防災強化に向けた取組

②立地地域との共生に向けた取組

③情報発信や地域の理解に向けた取組

など、発電所の安定的な運営に資する取組の進捗状況について、監視を強化するよう、国として取り組んでまいります。

その上で、監視強化チームの活動について、立地自治体をはじめとする地域の方々に対しても、様々な機会を通じて丁寧に説明してまいります。

（電源三法交付金の見直しの検討）

電源立地交付金は、発電用施設の設置・運転の円滑化を目的に、電気の生産地にも消費地が享受する恩恵の一部を還元するため、電源立地地域の自治体に対して交付しているものであり、立地地域の振興や発展のために重要です。

本年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画において、課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化を含め、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていくこととしており、今後、検討を速やかに進めてまいります。

以上

原規総発第 2512231 号  
令和 7 年 12 月 23 日

新潟県知事  
花角 英世 殿

原子力規制庁長官 金子 修一  
(公印省略)

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号及  
び 7 号炉の再稼働へ向けた政府の方針への回答にあたっての国の  
対応の確認について (依頼) (回答)

令和 7 年 11 月 21 日付で貴職が発表された「柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉及  
び 7 号炉の再稼働について」に関し、令和 7 年 12 月 22 日付け原安第 227 号を  
もって確認のあった標記の件について、別紙のとおり回答する。

(別紙)

- 1 (1) 「原子力発電の必要性と発電所の安全性について、これまで国等が行ってきた取組が県民に十分理解されていないことから、今後も分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。」について
  - 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施を任務とする原子力規制委員会としては、自らが行った科学的・技術的判断について、国民に対して、丁寧で分かりやすく説明をしていくことが重要と考えています。
  - 自治体からの要望等に基づいて行う住民説明会の場において、原子力規制庁の職員が説明を行う際には、分かりやすく表現する資料を用いるなどの工夫に努めているところです。
  - 最近では、原子力規制委員会自らの丁寧な説明として、原子力規制委員会委員が柏崎市を訪問し、放射線防護に関する講演を行うなど、国民の理解を深めるための新たな取組を始めています。
  - 今後も自治体からの要望等を踏まえつつ、原子力規制や放射線防護に関する原子力規制委員会の取組について、分かりやすい説明に努めてまいります。
  
- 1 (2) 「原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。」について
  - 東京電力福島第一原子力発電所事故の「継続的な改善が欠けていた」という反省を踏まえ、平成 24 年の原子炉等規制法の改正により、いわゆる「バックフィット制度」が盛り込まれました。
  - 具体的には、科学的・技術的観点から原子力規制の継続的改善を図るため、常に新たな知見を収集するとともに、規制への反映が必要と判断された場合には、規制基準の見直しにより既存の原子力施設に適用しています。
  - また、IAEA のレビューを来年 1 月に受ける予定であり、このような機会を活用して規制の枠組みを継続的に見直しています。
  - 原子力規制委員会としては、今後も規制活動の一層の充実・強化に取り組んでまいります。

原 安 第 232 号  
令和7年12月23日

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

新潟県知事 花角 英世



東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉  
の再稼働へ向けた政府の方針について（回答）

令和6年3月21日付け20240318資第2号で理解要請のありましたこのこと  
について、了解します。

貴職におかれては、令和7年12月23日付け20251222資第4号で当県に回答  
いただいた7項目を確実に履行いただくとともに、その対応状況について、年1  
回以上、定期的に当県と共有するようお願いします。

原 安 第 234 号  
令和7年12月23日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長  
小早川 智明 様

新潟県知事 花角 英世



柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の再稼働へ向けた  
政府の方針への回答について

本日、別紙のとおり、経済産業大臣に対し6号及び7号炉の再稼働の方針への理解要請について、了解する旨をお伝えしました。

貴社におかれては、多くの県民が不安に感じていることを踏まえ、県民の信頼回復に繋がるよう、下記の事項について適切に対応し、柏崎刈羽原子力発電所の運営について安全最優先の取組を行動と実績で示すよう強く求めます。

#### 記

- 1 原子力発電所の安全性について、分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。
- 2 原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。
- 3 県民の信頼回復に向けて、引き続き、県民・地域との対話を行い、地域との共生に取り組むこと。

以上